令和８年第３回立科町議会定例会会議録

１．招集年月日　令和８年９月７日（月曜）

１．招集の場所　立科町議会議場

１．開会　　午前１０時　宣告

１．応招議員

１番　秦野　仁美	２番　宮坂　幸夫	３番　小野沢常裕
４番　今井　健児	５番　芝間　教男	６番　中村　茂弘
７番　森澤　文王	８番　村田　桂子	９番　榎本　真弓
１０番　今井　　清	１１番　村松　浩喜	１２番　今井　英昭

１．不応招議員　な　し

１．出席議員　　１２名

１．欠席議員　　な　し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長　両角正芳　　副町長　小平春幸　　教育長　塩澤勝巳

総務課長　竹重和明　　町民課長　荻原義行　　企画課長　市川　偉

教育次長　羽田徹也　　建設環境課長　羽場雅敏

産業振興課長　篠原英男　　会計管理者　櫻井千佳

庶務係長　市川　理

１．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　田口　仁　　書記　伊藤百合子

散会　　午前１０時３３分

（午前10時00分　開議）

議長（今井英昭君）　おはようございます。現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに本日９月７日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　議案第50号

議長（今井英昭君）　日程第１　議案第50号　立科町宿泊税交付金基金条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　今回、宿泊税交付金基金条例ということなんですが、そもそも宿泊税交付金というのがどういうものなのかについて、今日初めての本会議なので、まずご説明をいただきたいのが１点目。

それから、全協で報告をされたところでは、実施計画を９月に立てるんだと。２月に基金に積み立てるというお話だったんですけれども、この実施計画の中身ですよね、宿泊税の目的をまず聞いた上で、当町としては、独自のものと公益のものとということになっているんですけれど、私は観光振興というと、何といっても、まず公共交通の確保がなければ、観光の皆さんも、また山に住む皆さんの交流などもできないんじゃないかと思っているんですけど、この二次交通、特に山の公共交通の充実についてはどのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

議長（今井英昭君）　篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君）　お答えをいたします。

交付金につきましては、長野県のほうで長野県宿泊税が施行され、県はそれを財源として県と市町村が一体となり、広域的な視点を持ちながら観光施策を推進するため、宿泊税市町村交付金制度を創設して一般交付金及び重点交付金を市町村に交付することになったということになっております。

一応、交付金の申請につきましては年３回できまして、４月に計画の協議を年度初めに行いまして、12月と２月に計画の変更ができるという形になっております。

交通の確保につきましては、交付金の額がかなり少額になっております。また広域的な取組でなければ使用できない部分もございますので、各市町村と他市町村との協議も必要となる案件でございます。また、交通に関しては、この宿泊税の市町村交付金以外でも公共交通として取り組んでいる部分もございますので、ご意見としてお伺いさせていただきます。

以上になります。

議長（今井英昭君）　８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　宿泊税というのが、そもそも何なのかの説明がなかったんですけれど、

１泊ごとに300円でしたっけ、そんな話、ちょっとそこも確認ですので、詳細の説明をまずいただきたいんですが。

それと、単年度では少額だけれども、この全協の説明資料では、後年度に年度当初の配分と合わせて調整をされるという、後年度と書いてあるんですけど、これは例えば３年間セットで１つの計画をできるみたいなことになるのかどうか。単年度ごとに消化しなきゃいけないものなのか。そこら辺、３年間を１つの単位として蓄積して１つの事業が打てるものなのか。そこら辺の仕組みですよね、そこをまず教えていただければなと思います。

それから、先ほどの広域で公共交通についても支援金というか補助金があるから、それもまとめてというお話だったんですけど、私たち議会が山の皆さんと懇談したときにも、やっぱり佐久平から白樺高原までの足が圧倒的にないと。特に利用の多い土日祝日には走らないということもあって、これが致命的なことだというふうなご意見もいただいてるんですよね。やっぱり公共交通が充実しなければ観光振興にもならないと。特に高齢になってきて、だんだん車もね……

議長（今井英昭君）　村田議員、質疑に徹していただいていいでしょうか。

８番（村田桂子君）　はい。だから観光振興という点では、もう公共交通の確保が決定的だと思うんですけど、それには３年間単位で物事を考えていくのか。ちょっとそこら辺の展望というか、この基金の活用についてお伺いします。

議長（今井英昭君）　篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君）　宿泊税については、長野県のほうで長野県宿泊税条例を制定しまして、今年の６月１日から、取りあえず今年度は１人１泊について200円の宿泊税がかかっているような状況でございます。これは長野県で公表してますのでご承知かと思いますが、今年は１泊１人につき200円でございます。

それでですね、今回基金条例の制定をさせていただいておりますが、基本的に市町村交付金につきましては、単年度の交付金になります。その単年度に事業を全部交付金、頂けるものを全部使わなければ返還する形になっておりますので、その場合は基金に積み立てて、基金の交付を受けた年を含めて３年間活用してもいいですよということで制度が設計されておりますので、今年もらった、交付いただいたものに関しては、８、９、10年までは計画があれば利用できるという形になっております。

すみません、交通の関係に関しては、特に私たちの方で今これという計画はございません。市町村交付税の交付金の使い方については、観光協会や宿泊の皆さんと意見を交換しながら、どんなことに使ったらいいかということは検討していきたいと考えております。

以上になります。

議長（今井英昭君）　ほかに質疑はありませんか。２番、宮坂幸夫議員。

２番（宮坂幸夫君）　２番、宮坂です。１つお尋ねします。

宿泊税で、宿泊料によって、つかない、つくという境があるような理解をしておるんですが、その宿泊金額の境はお幾らでしょうか。かかる、かからないの。

議長（今井英昭君）　篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君）　すいません、ちょっとそちら、今回基金条例でしたので資料を持ってきてはおりませんが、たしか宿泊の金額によって免税期間があったと承知はしております。

以上であります。

議長（今井英昭君）　ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第２　議案第51号

議長（今井英昭君）　日程第２　議案第51号　立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　新旧対照表の中の３ページになります。不利益処分の関係についての条文なんですけど、ちょっとよく分からなかったんですけど、この３のところに、行政庁は不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、公示の方法で行うことができるといって、その公示の方法なんですけど、その４項で、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧をすることができる状態に置く措置をとるというふうに書いてあるんですけど、これ具体的には事務所の掲示板というのがどこかということと、誰もが見られるように電子計算機の映像面に表示したものというのは、具体的にはどういうことなのか。また、それを２週間掲示したことで、その者に到達したものとみなすと書いてあるんですけど、要するに、不利益処分をするということを住所が不明なために知らせることができないから、代わりに表示を２週間にしておくから、見れば分かるよという状態にするというふうに理解したんですけども、果たしてそれが、その本人が認識するかどうかというのは全く分からないわけなんですけど、そこら辺の考え方をちょっと教えてください。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　お答えいたします。

まず、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともには、今規則の整備中でありますが、一応町ホームページ、インターネットなどの方法で不特定多数の者が閲覧できる状況に置くを作ろうと思っております。

あと、公示が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示板というのが条例で立科

町の場合は決まっておりまして、北側の役場へ入ってすぐのところに掲示板がございまして、そこに掲示をするということで、その後の、又は、その方法か又はということなので、公示事項を該当事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものとするというのは、今はやってませんが、例えば事務所の中に画面を見れる、インターネットを見れるものを置いて、そこに表示をするということであります。一応うちのほうでは、これまでどおりの掲示場への掲示を考えております。それで実際に本人が見るのかと、認識するのかということについては、これはもう届かない、郵送などでして届かないものでありますので、本人が認識をするかどうか分からないんですが、法的には２週間経過したときに到達したものとするということで定めているものでございます。

以上です。

議長（今井英昭君）　８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　一番最初に聞かなくちゃいけなかったんですけど、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合ということなんですけど、普通いろんな行政手続すると、必ず住所、氏名とか書くんですけど、これはどういうことを具体的に意味することなんでしょうか。

それから、もう一つは、行政の手続処分に対して異議申立てができますよね、普通はね。それが、本人が知れば異議申立てができるわけなんですけど、所在が不明でとにかく画面上に表示されたとか事務所の看板にということであれば、そういうこともできなくなるのかなとも思うんですけども、そこら辺は、そのことによって特に不利益なことをしてはならないというのは後ろのほうにあるんですけども、そういう異議申立ての機会を失うということにもなりかねないかなと思うんですけど、そこら辺との兼ね合いはどうなんでしょうか。本人が知った段階から何か月みたいなことが異議申立ての機会になっていたんでしょうか。それを確認でお願いします。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　お答えいたします。

所在が不在ということは、最初に届出なりで出してもらった住所には郵送しても届かない。そこにはいない、転居された可能性もありますし、一時的にいない可能性もあるんですが、要は郵送が戻ってきてしまう、電話番号があったとしても電話が通じないという状況であります。それと、異議申立ての関係なんですが、一応第４項のところに当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したとみなすということでありますので、この時点で到着して、それから何日の異議申立て期間ということになっていくと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君）　８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　２週間というのは分かりました。掲示してから２週間すれば到達したも

のとみなすという規定はよく分かったんですけど、普通、行政の処分に対して異議申立てをするというのは、本人が知った日から何か月の間みたいな規定があったように思ったので、それをちょっと確認したかったかなと思って、知っていらっしゃったら教えてもらいたいんですけど。何しろ不利益な処分をするわけだから、やっぱり一定程度、本人の責任は当然あると思うんですけども、そうは言っても知り得ないというか、することができない、そういうところに掲示されているということも知らない場合もあるから、そういう場合でも何らかの救済措置というのができるものなのかどうかというとこを確認したいわけなんですね。ということは、本人が知った段階から何日間は異議申立てができるという何か規定があるかと思うんですが、それについてちょっとご説明、これは最後の質問なのでお願いします。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　到達した日から計算するのが通常だと思うんですが、ちょっとすみません。これを聞かれる想定してなかったので確かなことは言えないんですが、ただ、それから３か月なりの異議申立て期間があるんですけども、ただ、届かないものがやっぱり本人に届かなくて、それが何かの方法で届いたとする規定がなければ、事務がちょっと進んでいかない部分もあるので、こうしたものをつけることに、こうしたものが定めて、これは国の法律によって定まっているもので、それに準じて定めるものであります。

以上です。

議長（今井英昭君）　ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第３　議案第52号

議長（今井英昭君）　日程第３　議案第52号　令和８年度立科町一般会計補正予算（第３号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。10番、今井　清議員。

１０番（今井　清君）　10番、今井　清です。

14ページの林業振興費の業務委託料の関係で、放任果樹伐採業務委託についてお伺いします。

これについては、柿や栗の伐採50本とかいう説明を受けたかと思うんですけど、この中身について……

議長（今井英昭君）　清議員、所管の話でしょうか。でしたら、総括的な質問なのか、整理して質疑をお願いいたします。

１０番（今井　清君）　すみません。総括的にお伺いします。

これは全体的な広報とか流してから伐採業務という形を取るのか、その辺について

お伺いします。

議長（今井英昭君）　篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君）　放任果樹伐採業務委託につきましては、それぞれの木に所有者がおりますので、そちらのほう同意を取ってから伐採ができればと考えております。

以上になります。

議長（今井英昭君）　今井　清議員。

１０番（今井　清君）　広く町全体に広報するのかということを聞きたかったので、その辺についてお伺いします。

議長（今井英昭君）　今井　清議員、申し合わせで所管の委員会のものについては総括のみという形、特に理事者に当てた質問のみということになっていますが。

１０番（今井　清君）　じゃあ、結構です。委員会でします。

議長（今井英昭君）　はい。ではそのようにお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。２番、宮坂幸夫議員。

２番（宮坂幸夫君）　２番、宮坂幸夫です。10ページの番号14002番、この庁舎改修工事、これで最終でしょうか。この金額をすることによって、工事の改修は最終のことでしょうか。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　お答えいたします。

この庁舎改修工事は、提案説明のときにご説明いたしましたとおり、昨年度、本年度造った駐車場と庁舎をつなぐ通路ということで、現在の庁舎の駐車場をつなぐ取付けの通路ということで計上しておりまして、また駐車場のほうは今後どうするかというのは今検討している最中でございます。

以上です。

議長（今井英昭君）　２番、宮坂幸夫議員。

２番（宮坂幸夫君）　宮坂です。正面玄関の改修をしたんですが、私が一部足を踏み外して外れた部分があって、担当者に報告したら、これからほかもやるから、その時にと言われました。これは今回のこれとは違うんですが、不良なものですから即お願いしたいという意見だけです。してほしいなという。

議長（今井英昭君）　意見ということでいいですね。

２番（宮坂幸夫君）　はい。

議長（今井英昭君）　ここは質疑なので、質疑に徹していただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　村田です。まず10ページなんですけれど、別荘等貸付地管理経費で515万円入っていました。説明では、借地権、南平台が破産して売却は困難なのでというお話だったんですけど、これについては別荘を取り壊して更地にするという工事ということでよろしいんでしょうか。そうなりますと、これから破産をした者は、いわゆ

る土地の固定資産税とかいろんなものは払わないで、ずっと放っておけば、町がみんなこうやってきれいにしてくれるんだということにならないかなと思うんですけど、その考え方としてはどういうところをこのようにするのかどうかお願いをいたします。それがまず１点目です。

２点目は、農林水産業費で13ページになります。

農業振興費の補助金で15万円１名分とありました。これは、例えば当初なんかで新規就農者の場合は150万円くらいと認識しているんですが、この15万円という数字が大変半端なものですから、どういうことで15万円が出ているのか、具体的な説明をお願いいたします。

また、この新規就農の方は、どういうところに就かれる方なんでしょうか。

以上、２点です。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　お答えいたします。

別荘地の工事請負費でございますが、議員さん言われたとおり、建物１棟の解体撤去工事の工事請負費ということであります。これにつきましては、３区画の土地賃貸借契約のある法人が破産手続を開始したということで、破産管財人のほうでは建物の現況から売却は困難であり、通常でしたら他の財産の管轄してもらって建物を解体し、更地にしていただくんですが、それが基本でありますが、それは不可能という判断でありました。一応、破産管財人のほうからは、財産放棄ということをするということなんですが、それをされると、いつまでも建物は残ってしまうことになりますので、町有地の適正な管理ということもありますので、今回建物１棟の解体撤去をするということであります。

このものに関しては、固定資産税出納料、あと土地代もそうなんですけど、過年度の未納はございませんでした。

以上です。

議長（今井英昭君）　篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君）　お答えをいたします。

新規就農者育成総合対策事業ということで15万円でございますが、こちらはそもそも国の制度が年150万円ということでありまして、それが今年度制度が改正されまして165万円まで増額になったということで、その差額の15万円を補正で計上したという形になります。

こちらの今現在受給されている方は就農２年目の方でございます。

以上であります。

議長（今井英昭君）　ほかに質疑はありませんか。８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　今お答えがなかった分野なんですけども、その法人については、これまで固定資産税とか水道料の未納はないということで、解体撤去の分のお金がないよと

いうことは理解しましたけれど、これから先、なかなか別荘も後継ぎというか後見にならないところもかなり増えてくるんですけれど、このように解体撤去する費用がない場合は、申し出れば――申し出ればというか、資力がないよということになれば、みんな町が解体撤去することになるのかどうか、そこら辺の方針について先ほど伺ったんですけれども、それについてはお答えがなかったのでお願いしたいんです。

例えば、そういう場合でも、どのくらいの要請をして、あるいはどのくらいの調査をしたりして、そういうことに至るのか。解体、とにかく税金はちゃんと納めてあるけど、解体して片づけるだけのお金がないよということを認定すれば町がこれからやっていくということが広く知れ渡ると、同じようなことが続くんではないかという懸念もあるんですけども、そこら辺の考え方をお示しください。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　お答えいたします。

破産手続きにつきましては、誰でもすぐにできるものではなく、この方法が広まっていくということは難しいと考えております。ですが、実際にも、過去にも何件かこういった破産手続きをして、町でその建物を解体撤去したという事例はございますので、そこら辺も破産管財人と連絡を取って、当然うちのほうでもその物件を見ていますが、十分努力をしていただいて、それでも駄目な場合ということを考えて、そのときにそういうことで検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（今井英昭君）　ほかに質疑はありませんか。８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　今の関係なんですけれど、例えばその方、会社は破産したとしても個人所有の資産があるとか、解体費用が500万円ぐらいですけれども、そういう余力がないのかどうかということは、破産管財人との間では十分詰めて、なお解体撤去するだけの資力がないという判断をされたということでしょうか。そのプロセスなんですけれども、他にも法人としてはなくても個人としての資力がないかとか、そういうくらいの調査をされるんでしょうか。どこまでされて、そういう判断されるのかお聞かせください。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　あくまでも法人所有なので、やっぱり法人として、個人どのくらい関与は、その破産管財人が決めることだと思いますが、法人として解体撤去する費用が、ほかのものの財産の換価を進めてもできないということでありました。

以上です。

議長（今井英昭君）　ほかに質疑はありませんか。10番、今井　清議員。

１０番（今井　清君）　10番、今井　清です。16ページの補助金、立科町地域クラブの補助金21万5,000円についてお伺いしますが、今回部活動の地域移行に伴う関係で補助金ということをお伺いしました。これは積算根拠等について詳しくお伺いします。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　お答えします。

今回の地域クラブの補助金は、大きく分けまして保険料と指導者の資格更新費につきまして計上しております。スポーツ保険ですけれども、生徒が年間800円として40名分３万2,000円、指導者の保険料が2,000円として６名分１万2,000円、あと指導者の資格取得更新の補助金を７万1,000円、あと予備費としまして10万円という形で21万5,000円の予算を計上しております。

以上です。

議長（今井英昭君）　10番、今井　清議員。

１０番（今井　清君）　指導者の資格取得というのは、どんな例えば資格という形になるのかお伺いします。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　スポーツのほうは、スポーツ協会のほうのスポーツ指導者資格を想定しております。こちらのほうは各競技によって資格の主体は違うんですけれども、それの一番基本的な資格を想定しております。いわゆる技術があるとかというところよりは、安全な指導ができる、熱中症予防だったり、利用者の方の安全確保だったり、基本的な競技の進行等の基本的な資格の取得を想定しております。

こちらのほうは、一応スポーツの関係の指導者のほうの予算を計上しております。また今後は文化系統の指導者も出てくるんですけれども、そちらのほうは基本的にそういった資格の認定ないので、その都度上がってきたところで、教員資格等の何か資格要件等を確認しながら協議をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君）　10番、今井　清議員、４回目になりますので。

１０番（今井　清君）　あれ、３回目じゃない。

議長（今井英昭君）　最初に答弁が篠原産業振興課長からいただいているものも含めると４回目になりますが。

１０番（今井　清君）　それじゃいいです。

議長（今井英昭君）　ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第４　議案第53号

議長（今井英昭君）　日程第４　議案第53号　令和８年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案については、お手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

（午前10時33分　散会）